○農林水産省告示第八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

島根県雲南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　主伐は、択伐による。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年八月八日農林水産省告示第千三百八十四号（四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成七年三月八日農林水産省告示第三百三十五号（一及び二に係るものに限る。）、平成八年四月二十三日農林水産省告示第五百四十六号（三に係るものに限る。）、平成十一年三月二十九日農林水産省告示第五百七号（一に係るものに限る。）、平成十一年三月二十九日農林水産省告示第五百八号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浜川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線（標柱八号と九号については、平成六年建設省告示第二千二百二十八号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱二十号と二十一号については、昭和三十七年建設省告示第三千百九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県賀茂郡西伊豆町安良里

字松尾　一四一一番三地先河川敷　一号

一四一一番　二号及び三号

字立野　二七三番三地先河川敷　三十一号

二六一番地先河川敷　二十六号

二六二番地先河川敷　二十七号

二六七番一　二十九号

二六七番二　三十号

字中除　一四〇六番　四号

字中山口　二三五番一地先河川敷　二十八号

二三八番　五号及び六号

字赤島　一四〇二番三　八号

字熊沢　二三七五番　十二号

二三七五番地先河川敷　七号及び十一号

二三七六番一　九号

二三七六番一地先河川敷　十号

二四八番一　十三号

二四八番三　十六号及び十七号

字新林　二三六三番地先河川敷　十九号

字新道　二三五六番三　二十一号

二三五六番九　二十号

二三六一番地先道路敷　十八号

二三六二番二地先河川敷　二十五号

二三二七番一　二十四号

二三二七番二地先河川敷　十五号

二三二九番六　二十三号

二三三〇番四　二十二号

二三三二番二

二　(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県沼津市多比

字鷲頭道　二〇〇番一　一号及び二号

二〇一番一　三号及び四号

二〇二番一　五号

二〇三番一　六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

安居山沢右支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県富士宮市安居山

字中上　五六〇番　一号から三号まで

五六三番一　九号

字黒山　一一七一番　四号及び五号

字中上山　一一三三番　八号

一一四二番二　六号及び七号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県富士宮市安居山

字黒山　一一七一番　十号及び十一号

一一七四番　十二号

字中上山　一一四九番　十四号

一一五一番　十六号及び十七号

一一五三番　十五号

一一五七番　十三号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下沖田沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

静岡県藤枝市下之郷

字下沖田　七八番　七九番一及び七九番二

八〇番　八一番一

八四番一一及び八四番一三

八四番二八から八四番三〇まで

八五番及び八六番

八七番二　八七番四

八八番一及び八八番四

九二番一　九四番

二　(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県沼津市多比

字鷲頭道　二〇〇番一　一号及び二号

二〇一番一　三号及び四号

二〇二番一　五号

二〇三番一　六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

安居山沢右支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県富士宮市安居山

字中上　五六〇番　一号から三号まで

五六三番一　九号

字黒山　一一七一番　四号及び五号

字中上山　一一三三番　八号

一一四二番二　六号及び七号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県富士宮市安居山

字黒山　一一七一番　十号及び十一号

一一七四番　十二号

字中上山　一一四九番　十四号

一一五一番　十六号及び十七号

一一五三番　十五号

一一五七番　十三号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下沖田沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

静岡県藤枝市下之郷

字下沖田　七八番　七九番一及び七九番二

八〇番　八一番一

八四番一一及び八四番一三

八四番二八から八四番三〇まで

八五番及び八六番

八七番二　八七番四

八八番一及び八八番四

九二番一　九四番